

仕 様 書

Python チュートリアル動画の整備 一式

令和 8 年 1 0 月

自然科学研究機構
核融合科学研究所

概 要

本業務の主目的は、ムーンショットプロジェクト「超次元状態エンジニアリングによる未来予測型デジタルシステム」において、設立予定のコンソーシアムにおける講習会活動、もしくは本プロジェクトにおける成果物を利用してデータ解析を行うユーザーに向けた、適切なチュートリアルドキュメント及び動画の整備を行うことである。

本業務では、本研究所から指定および提供された資料を用いて、下記の内容を実施する。

- ・ Python の講習資料に基づいたチュートリアルドキュメントの作成
- ・ 音声読み上げソフトウェアの利用によるチュートリアル動画の作成

参考リンク

- ・ Python チュートリアル : https://researchmap.jp/takeo_hoshi/works/51289082

1. 一般事項

- 1) 上記の作業（以下「作業」という）は、本仕様書に基づいて行うこと。
- 2) 作業は、受注者の指定する場所で行うこと。作業場所は複数指定することが可能とする。
- 3) 作業は、自然科学研究機構が定めた役務提供契約基準を遵守して行うこと。
- 4) 監督職員の権限は、自然科学研究機構が定めた監督事務実施要領に示す範囲とする。
- 5) 契約保証金は免除する。
- 6) 請負代金の支払は、検収後適法な請求書の提出により受領後翌月末までに1回にて支払う。
- 7) 作業に際し、本仕様書に明記のない事項について疑義を生じた場合は、核融合科学研究所（以下「本研究所」という。）担当者の指示を得ること。
- 8) 作業の完了までの危険負担は、すべて受注者の責任とすること。
- 9) 作業に必要な機材は、受注者で用意すること。
- 10) 作業の保証期間は検収後1か年とし、その間に受注者の責任と認められる不具合等が生じた場合は無償で速やかに修正すること。
- 11) 納品に関する事項は別途「5. 納品」の項に定める。

2. 作業内容

以下の作業を実施すること。

1) Python チュートリアルドキュメントの作成

- ・ 本研究所から提供される資料（上記参考リンク先の第1章と第2章）を基にスライド形式のドキュメント作成を行うこと。
- ・ ドキュメントのフォーマットや作成の方針等については本研究所の指示に従うこと。
- ・ ドキュメントについては、基となる資料における構成や内容、および後続の音声付きチュートリアル動画作成作業を踏まえ、適切な体裁および内容とすること。

2) Python チュートリアル動画の作成

- ・ 上記 1) により作成したチュートリアルドキュメントを基に、音声読み上げ用原稿を作成すること。
- ・ 作成した音声読み上げ用原稿を基に、音声読み上げソフトウェアを利用して音声データを作成すること。
- ・ 上記 1) のスライド形式のチュートリアルドキュメントに、作成した音声データを追加する形でチュートリアル動画を作成すること。
- ・ 音声データ、動画ファイルのフォーマットや作成の方針等については本研究所の指示に従うこと。
- ・ 音声読み上げソフトウェアは、VOICEVOX(<https://voicevox.hiroshiba.jp/>)等の商用利用可能なソフトウェアを利用すること。
- ・ 音声読み上げ用原稿、及びチュートリアル動画については、以下に留意して作成を行うこと。
 - 音声読み上げ用原稿の内容が基となったチュートリアルドキュメントに照らし適切である。
 - 音声で読み上げた文章が基となった音声読み上げ用原稿の文章から逸脱しない。
 - 発声のイントネーションなど、聴講にあたり音声として適切な品質である。
 - 動画の表示内容と音声の同期や進行のテンポ等、聴講にあたり動画として適切な品質である。

3. 打ち合わせ

- 1) 中間レビューをオンライン会議にて実施し、受注者は必ず参加すること（会議 URL は本研究所が提供する）。
レビューは作業開始後 14 日目を目処に実施すること。内容は以下の通り。
 - ① 前記「2. 作業内容」における作業進捗の確認。
 - ② 提供資料、および作業内容において問題や質問がないかの確認。
 - ③ 進捗状況を確認し、最終日までの妥当な作業内容を決定。
- 2) 上記以外にも必要があれば適宜打合せを実施すること。

4. スケジュール

納品期限：令和 9 年 1 月 29 日（金）

5. 納品

1) 納品物

- ① 作業報告書（テキストファイル、PDF、docx ファイル等）
- ② ファイル一式（前記「2. 作業内容」の作業成果）

上記書類については、作業完了後速やかに提出すること。

6. 特記事項

- ・ 本契約で疑義が生じた場合は、本研究所と受注者の間で協議し決定する。

7. 著作権

- 1) 本研究所からの支給品の著作権は、支給後も本研究所にあるものとする。従って、本仕様の範囲内での改変等を除き、支給品の全部または一部を本研究所の許可なく改変、複製、譲渡、貸与、公開、再利用、再配布等を行わないこと。また、第三者に対してもこれらの行為を許諾しないこと。
- 2) 本業務により作成された成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、成果物の検収完了をもって発注者に移転するものとする。
- 3) 受注者は、前項の成果物について、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないこと。

8. 秘密保持

- 1) 受注者は、本業務の遂行にあたり本研究所から提供を受けた資料および本業務に関して知り得た一切の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示・漏洩してはならない。
- 2) 受注者は、秘密情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、支給品の改変・複製・再利用等の取扱いについては、第 7 項 1) の定めによる。
- 3) 受注者は、秘密情報へのアクセスを本業務の遂行に必要な者に限定し、当該者に対して本条と同等の秘密保持義務を課すものとする。
- 4) 本業務完了後または契約解除後、本研究所の指示に従い、提供を受けた秘密情報（データを含む）を速やかに返却または消去すること。
- 5) 本条の義務は、契約終了後も引き続き有効とする。

以上